

中小企業への 融資あっせん制度

市では中小企業のみなさんに対して、下記のような融資あっせん制度を設けています。運転資金や設備資金が必要な際はお気軽にご相談ください。お問い合わせは下記までどうぞ。

..... 商業観光課 ☎ (866) 2112

の港湾輸送関連設備... 港湾貿易振興課 ☎ (866) 2164

..... 工業労政課 ☎ (866) 2114

市税が課税されている場合は完納していることが条件となります。また、～ は秋田県信用保証協会の保証が必要です。ただし、信用保証料は全額市が補助します。

【運転資金・設備資金】

制度名	対象者	主な融資内容		
		限度額	利率	返済期間
一般事業資金	市内に住所があり、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者や組合など	1,500万円	年2.4%	7年以内 (据置6か月以内含む)
特別小口資金 (保証人・担保不要)	市内に住所があり、市内で3年以上継続して同一事業を営んでいる小規模企業者。市民税所得割(法人は法人税割)が課税されており、申請時に秋田県信用保証協会保証の債務残高がないもの	750万円	年2.4%	7年以内 (据置6か月以内含む)
創業資金 (担保不要)	事業を営んでいない個人で、本市で事業を開始した日、または会社設立の日から5年未満の中小企業者	1,000万円	年2.4%	7年以内 (据置1年以内含む)
新分野進出資金 (担保不要)	本市で事業を開始する具体的計画を有する新会社を設立した会社 会社が本市に新たに設立した日以降5年未満の会社	1,000万円	年2.4%	7年以内 (据置1年以内含む)

【設備資金】

制度名	対象者	主な融資内容		
		限度額	利率	返済期間
設備近代化資金	事業所整備	5,000万円 (総事業費の80%以内) 組合などは 1億円 (総事業費の80%以内)	年2.4% (返済60回まで年1.0%の 利子補給あり)	10年以内 (据置6か月以内含む) 組合などは 10年以内 (据置1年以内含む)
	事業所入居			
	港湾輸送関連設備			
中小製造業設備資金	市内で同一業種を3年以上行っている、製造業・製造小売業の中小企業者や協同組合など	1億円 (総事業費の85%以内)	年2.9% (年2.0%の利子補給あり)	7年以内 (据置1年以内含む)
中小企業用地取得資金	市が特定する工業団地(新都市・西部・豊岩)などの用地を取得する中小企業者や協同組合など	1億円 (用地取得金額の85%以内)	年2.9% (新規創業者や新分野へ 進出する企業などに対 して当初3年間、年2.0% の利子補給あり)	10年以内 (据置1年以内含む)

建設工事や物品の入札参加業者を 追加で受け付けます

平成14年度に市が発注する、建設工事や物品の入札に参加する業者を、1月10日(木)から2月8日(金)まで追加で受け付けます。申請要領と申請用紙は、右記の受け付け場所でさしあげます。インターネットのホームページからも入手できますので、どうぞご利用ください。

市外の建設業者用と測量・コンサルタント用の申請用紙は、東北建設協会秋田支所 ☎ (823) 3148 で購入してください。

- ・市発注の建設工事、工事用資材、測量・コンサルタントなど
受付 契約課工事契約担当 ☎ (866) 2165
- ・市発注の物品、製造請負
受付 契約課用度担当 ☎ (866) 2022
契約課ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fn/cn/>

- ・水道局発注の建設工事、工事用資材、測量・コンサルタント、物品、製造請負
受付 水道局総務課管財係 ☎ (823) 8434
水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wt/keiyaku/>